【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月19日
【会社名】	ＳＢＩホールディングス株式会社
【英訳名】	SBI Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長 兼 社長　　北尾　吉孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号
【電話番号】	（03）6229－0100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　西川　保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号
【電話番号】	（03）6229－0100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　西川　保雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2026年11月19日付の当社取締役会決議において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決定しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第１号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

イ　本新株予約権付社債の銘柄

ＳＢＩホールディングス株式会社2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

ロ　本新株予約権付社債券に関する事項

（ｉ）発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額　　1,000万円）

（ii）発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

（iii）発行価額の総額

1,500億円及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の払込金額合計額を合計した額

（iv）券面額の総額

1,500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

（ｖ）利率

本社債には利息は付さない。

（vi）償還期限

2033年12月７日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

（vii）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（1）種類及び内容

当社普通株式（単元株式数　100株）

（2）数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（ix）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（viii）本新株予約権の総数

15,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

（ix）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（1）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（2）転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記ハ記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

（3）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。）には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（ｘ）本新株予約権の行使期間

2026年12月21日から2033年11月23日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①当社の選択等による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2033年11月23日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第１項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における２営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における３営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（ｘｉ）本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

（ｘｉｉ）本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

（ｘｉｉｉ）本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（ｘｉｖ）本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

ハ　発行方法

Daiwa Capital Markets Europe Limited、SMBC Bank International plc、Mizuho International plc及びSBI International Limitedを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。

ニ　引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）
SMBC Bank International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）
Mizuho International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）
SBI International Limited（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

ホ　募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

ヘ　提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（ｉ）手取金の総額

（1）払込総額

150,000百万円

（2）発行諸費用の概算額

158百万円

（3）差引手取概算額

149,842百万円

（ii）使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の発行による手取金約1,500億円の使途は、以下を予定している。

（1）銀行・証券・保険事業における更なる収益源の多様化やメディア領域も活用した顧客基盤の拡大、多様化する資産運用ニーズに対応するための成長投資に加え、オンチェーン金融への移行を見据えたAIやWeb3をはじめとする先端技術領域における商品・サービスの開発及び提供とその関連インフラの構築に向けた成長投資など、金融サービス事業強化のための投資資金（子会社等を通じた投資を含み、出資・融資等の形態を問わない。）として約1,000億円を2030年３月末までに充当。

（2）社債及び借入金の返済資金（手元資金で手当てした場合の自己資金への充当を含む。）として約500億円を2027年３月末までに充当。

上記（1）記載の資金使途について、投資資金に未充当額が生じた場合には、金融機関等からの借入金の返済資金又は社債の償還資金として充当する予定である。

ト　新規発行年月日

2026年12月７日

チ　上場金融商品取引所の名称

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

リ　2026年10月31日現在の発行済株式の総数及び資本金の額

発行済株式の総数	661,265,814株
資本金の額	238,121百万円

（注）　当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式の総数及び資本金の額は2026年10月31日現在の数字を記載している。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以　上